

## 平成 29 年度第 1 回文京区特別職報酬等審議会の要旨

### 1 日時

平成 29 年 11 月 6 日（月） 午後 6 時から午後 7 時 20 分まで

### 2 会場

文京シビックセンター16階 庁議室

### 3 出席者

#### 【委員】

金子収委員、高橋毅喜委員、雨宮由卓委員、岡田伴子委員、尾高勝郎委員、北村佑実子委員、二瓶紀子委員、宮崎淳委員  
(玉澤靖孝委員、吉川豊委員は欠席)

#### 【事務局】

総務部長、総務課長、財政課長、職員課長

### 4 配付資料

文京区特別職報酬等審議会委員名簿

資料第 1 号 文京区特別職報酬等審議会条例  
資料第 2 号 文京区特別職報酬等審議会の運営等について  
資料第 3 号 文京区長及び副区長給与条例  
資料第 4 号 文京区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例  
資料第 5 号 文京区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例  
資料第 6 号 特別職等の職務  
資料第 7 号 文京区特別職報酬等月額（増減率）の推移  
資料第 8 号 23 区職別年収比較表  
資料第 9 号 平成 29 年特別区人事委員会勧告の概要  
資料第 10 号 文京区の財政状況

参考資料 特別職の報酬等の改定について 事務局案  
答申案について

### 5 会議の概要

- (1) 委嘱式、区長挨拶
- (2) 会長及び職務代理者の選任 18:06  
審議会条例第 5 条第 2 項の規定により、金子委員を会長に選定  
審議会条例第 5 条第 4 項の規定により、金子会長が高橋委員を職務代理者として指名
- (3) 審議会の運営等について 18:11  
資料第 2 号
- (4) 資料説明  
資料第 10 号・・・財政課長説明 18:15  
資料第 9 号・・・職員課長説明 18:20  
資料第 3 号から資料第 8 号まで・・・総務課長説明 18:25

(5) 事務局案の説明 18:35

参考資料 特別職の報酬等の改定について・・・総務課長

(6) 主な意見・質疑 18:40～

会 長 昨年度は区として特別職の報酬の増額はなかったのか。

事 務 局 昨年度は、当審議会から特別区人事委員会勧告と同様に0.15%引上げの答申を頂戴したが、3年連続の引上げとなることや将来的な財政の懸念要因等を考慮して、特別職の給料改定については見送りとさせていただいた。答申をいただきながら申し訳なく思っている。

会 長 会長として会の結論を無視されたことは大変不満である。ただし社会情勢等を考えての判断とのことは理解する。

委 員 特段の事情がなければ、勧告を尊重すべきと考える。また、昨年度据置いた分を今年度に反映させるかの議論をすることも考えられる。

委 員 23区中の順位等も考慮し、勧告通りの引上げでよいと考える。

委 員 民間の感覚からすると、一律アップは奇異な感じがする。活躍に応じた評価を加味することはできないか。

事 務 局 一般職については勤勉手当という形で評価を反映させている。しかしながら特別職並びに議員については職務の性質上なじまないことから、本区では特別職の期末手当に勤勉手当は含めていない。

委 員 東京都知事報酬の引下げに伴い、他区でもそれにともなった動きが出てくるのではと個人的には考える。知事より区長の報酬の方が高いことには疑問を感じる。

委 員 資料第10号の5-1歳出総額に占める人件費割合の推移で文京区は23区平均より人件費が高いのは何故か。

事 務 局 本区は他区と比較し保育施設等を民間委託せず直営としていること、また非常勤職員数が他区に比べ多いこと等が、人件費比率の高い要因と認識している。

委 員 この人件費に特別職の人件費は入っているのか。

事 務 局 入っている。

委 員 23区全体から見て報酬が低いのは誇るべき。最下位に近いから引上げるというのは賛同しかねる。若い世代の意見を代弁すると、先細り財政の中で保育園等の子育て支援等に財源を充てるべく、据置きで姿勢を示してほしい。

委 員 額としてさほど大きな額ではないが、引上げができるのであれば経済を善循環させることにも結びつくので、悪いことではないと考える。

委員 区長や議員はもともと選挙で住民からの信託を受け期間を区切って選任されていることから、感覚的に昇給のような制度はそぐわないと考える。

委員 昇給という概念ではないのではないかと。特別職としての重責に見合う報酬の初期設定があり、それが民間の給与水準が上がったことにより連動するということである。また、現都知事の報酬引下げについては、政治的パフォーマンス的要素も強いため、そこを中心にバランスをとる必要はないと考える。勧告を受け入れることにより、民間給与とのバランスがとれる。

事務局 一般職には給料表があり昇給制度がある。特別職には給料表がないため、昇給ではなくあくまでもベースアップである。また、小池東京都知事は自身で一定期間報酬を返納している。条例上の都知事報酬月額は区長と比較して高いことを補足する。

委員 昨年度のこともあるので、今年度の引上げは財政的に大丈夫なのか。

事務局 2年連続で据置くことはいかがかという判断もある。いずれにしても条例の規定により給料表に関する勧告が出た場合は審議会の意見を聴かなければならないとなっているので、お諮りした。

委員 資料第7号で平成24年度にマイナス勧告が出ているにも係わらず引上げしている理由、資料第8号で教育長が他の特別職より23区中の順位が高い理由、資料第9号の1-1の職員数と民間従業員と比較した職員数が異なる理由を伺いたい。

事務局 地域手当を廃止したことによる増であり、実質的に年収は職員の勧告とおり0.19%引下げとなっている。また、教育長については、26年度制度改正により教育長が教育委員長の職を兼ねることに伴って全体的に引上げた。新教育長制度による見直しを反映していない区もあるため、23区中の順位は他の特別職と比較すると高い順位となっている。

事務局 全職員数から1年目の職員と福祉職等を除いた職員数が比較職員数である。

委員 一般職の引上げ勧告に伴い特別職の報酬を引上げることには賛成であるが、今後、一般職の勧告がマイナスであれば、連動して特別職も引き下げるべきである。

会長 全会一致ではないが、全体の意見を踏まえ、勧告どおり0.13%の引上げとすることを審議会の結論としてはいかがか。

全員 異議なし

(7) 答申案について説明・・・総務課長 19:10

会長 答申文については、今説明のあった案を基本として事務局に案をまとめてもらい、近日中に委員の皆さんに送付の上、ご確認いただきたい。その後、内容を確認の上、区長に答申文をお渡しする流れでいかがか。

全 員 異議なし

(8) 事務局からの事務連絡・・・総務課長 19:18

会 長 事務局の説明の手順で異論がないようなので、以上で、審議会を終了する。熱心な審議に感謝したい。

—終了— 19:20